

令和2年4月17日

厚生労働大臣  
加藤勝信 殿

公益社団法人 日本整形外科学会  
理事長 松本守雄  
一般社団法人 日本臨床整形外科学会  
理事長 新井貞男  
日本整形外科勤務医会  
会長 鎌田修博

入院手術および処置における新型コロナウイルス核酸検出（PCR検査）の保険収載に関する要望書

**医療者および医療施設を新型コロナウイルス感染から守り、また無症候性陽性者の命を守るために入院手術や処置前にPCR検査を公費で行えるよう（保険適用）にすることを強く要望いたします。**

#### 記

現在、感染拡大地域では各医療機関が新型コロナウイルス感染症の対応に追われ、一般の傷病者に対する医療が大きく制限されている状況にあります。そのような状況下においても、整形外科の分野では骨折などの外傷、進行性の脊髄麻痺、悪性骨・軟部腫瘍などの患者には、生命的あるいは機能的な予後を考慮した早期手術を行わざるを得ないことが多々ございます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の特徴の一つとして、無症状もしくは軽微な症状の陽性患者が多数存在することが知られており、市中に感染が蔓延している現況ではこのような無症候性陽性患者も急速に増加しているものと考えられます。症状が乏しい場合、術前の問診や一般的な術前検査により感染者を除外することは難しく、万が一、陽性患者と認識しないまま入院をさせてしまった場合、院内感染を生じ、病院機能の大幅縮小あるいは停止という事態に陥り、そのような施設が増えると地域の医療崩壊をきたす可能性が大です。また、不顕性感染患者に対して全身麻酔下に手術を行い、その後に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、感染が重篤化し死亡に至るリスクが高いことが報告されています。（Lei Sら. E Clinical Medicine 2020）

すでに欧米・中国などの諸外国では、手術前に新型コロナウイルスのスクリーニングPCR検査を行い、医療者への曝露や院内感染、さらには無症候性感染者への手術侵襲により感染を重篤化させることを未然に防ぐシステムが構築されています。

本邦における現行の新型コロナウイルスPCR検査は、症状がある患者に対して、感染の診断目的で施行された場合にのみ保険適用となっています。すでに、本邦でも流行地域の病院においては自衛的に病院経費によるPCR検査を行っている施設もありますが、今後、検査数が増えた場合、病院経営を大きく圧迫する要因となります。

医療者および医療施設を感染から守り、また無症候性陽性者の命を守るためにも入院手術や処置前にPCR検査を公費で行えるよう（保険適用）にすることを強く要望いたします。

以上